

●香川県告示第351号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年8月12日から同月26日まで高松市東部漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年8月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市本町3番3号 片岡 圭三
高松市木太町3030番地 大見 信弘
高松市城東町1丁目6番11 玉浦 功次
- 2 加入区の名称
高松東部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高松市東部漁業協同組合